平成２７年（フ）第１３号
茨城県潮来市須賀南403番地３
債務者　関　ゆう子
１　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第１４号
茨城県潮来市日の出７丁目５番地18
債務者　田崎　博
１　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第４７号
埼玉県東松山市神明町１丁目７番４号　マイキャッスル東松山602号室
債務者　堀井　薫
１　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第８６号
千葉県習志野市泉町２丁目２番２―301号
債務者　阿部　秀孝
１　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１０号
千葉市中央区道場南２―３―16　アンビジョン道場202号、住民票上の住所横浜市戸塚区名瀬町779番地36
債務者　中島　千里
１　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１１号
千葉県市川市富浜２丁目７番11号　アクティブ富浜101
債務者　佐野　令佳
１　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１６号
千葉市花見川区長作町297番地　クレセントハイツ202号
債務者　齊藤　幸子（旧姓大和久）
１　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２６号
千葉県市川市鬼高２丁目６番１号　浪上荘２Ｆ
債務者　田中　千鶴（旧姓高田）
１　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１３９号
千葉市若葉区みつわ台５丁目29番４棟505号
債務者　松原　秀男
１　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１４１号
千葉県市川市福栄３丁目７番９―207号　ライブタウン福栄
債務者　長島　一男
１　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１４６号
千葉県市原市八幡868番地１　サニーコートヤワタＡ―14
債務者　中里　健一
１　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１６９号
千葉県市原市辰巳台西３丁目12番地13
債務者　足立　美樹
１　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１７５号
千葉県船橋市三山８丁目29番10号
債務者　石井　博文
１　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４６２号
川崎市中原区苅宿43番41号　１Ｆ、前住所川崎市中原区上平間410番地　サンライフ多摩川305
債務者　増岡　玲子（旧姓田代）
１　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４９１号
川崎市高津区坂戸２丁目13番35号　センチュリー荻島107、前住所川崎市高津区二子６丁目13番１―202号　Ｒｉｓｅ
債務者　大久保由希子（旧姓塩田・村瀬）
１　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
川崎市中原区上丸子山王町２丁目1362番地１　ハイツ芙蓉　３Ｂ、前住所川崎市中原区上丸子八幡町812番地　重田荘102
債務者　中川　奏枝
１　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係